

管理計画改定の方向性の確認

◆ 振り返りを踏まえ、具体的な改定作業に進んでいくため、**改定の方向性**について、考えを共有することが重要

- ・ 現行の管理計画の目次にご意見をあてはめながら、大きな方向性を整理しつつ、
- ・ より具体的なご意見については、修文作業を通じて議論を深められればと考えています。

1

1. はじめに

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|---------|---|---|
| 1. はじめに | <p>・ 管理計画は、小笠原諸島の自然環境を後世に引き継ぐために策定</p> <p>* 推薦にあたっての基本認識を示している。</p> | <p>・ 5年間を振り返り、今回の改定にあたって重要と考える点を示して欲しい</p> |



改定の方向性

- ・ 新たな外来種の侵入・拡散防止対策など、遺産管理を継続していくためには、**地域の関係者や村民の協力や参画が不可欠**であることを再認識。
- ・ 管理計画改定にあたり、行政と地域がより一層連携して取り組む方向性を示すことが重要な課題である。
- ・ そのためにも、改定作業自体を地域主体で実施している。

* 上記のことを、**新しい管理計画の冒頭に記述**してはどうか。

2

2. 計画の基本的事項

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|-----------------|--|---|
| 2. 計画の基本事項 | | |
| 1) 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 管理機関の取組方針を明らかにする 様々な関係者との連携・協力を図る | <ul style="list-style-type: none"> 管理機関は関係者の取組を支援する旨、記載すべき 村民が対策の成果を実感できる計画にして欲しい |
| 2) 対象範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 遺産区域、周辺地域、周辺海域、航路含む小笠原諸島全体 | <ul style="list-style-type: none"> 自然、文化、観光資源、村民の愛着などの面から、海の価値について評価して、管理対象に含めて欲しい |
| 3) 計画の期間 | <ul style="list-style-type: none"> 概ね5～10年の長期的方向性 必要に応じて見直し | <ul style="list-style-type: none"> 短期の目標、3年ごとの見直し、毎年の評価などを加えてはどうか |
| 4) APその他の計画との関係 | <ul style="list-style-type: none"> APIは管理計画を補完する具体の行動計画 個別の事業計画等と整合 | <ul style="list-style-type: none"> 計画・事業が実際にどう反映されるのか明らかにして欲しい |



| 改定の方向性 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 管理計画を策定する目的に、「関係者、村民との連携を促進するための考え方を明らかにすること」「村民が成果を実感できるようにすること」を追記する |
| <ul style="list-style-type: none"> 周辺海域も既に現行計画で対象範囲になっている 個別の箇所の記述への追記を検討する |
| <ul style="list-style-type: none"> 第4回作業部会での議論も踏まえ、意見のとおり整理する |
| <ul style="list-style-type: none"> 個別の事業計画との整合をより高める必要がある 実際の現場にどう反映されたかを見えるかするため、進捗管理の考え方を示す |

3

3. 小笠原諸島の概要

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|-------------|---|---|
| 3. 小笠原諸島の概要 | | |
| 1) 諸島の位置 | <ul style="list-style-type: none"> 小笠原諸島の位置 | |
| 2) 総説 | <ul style="list-style-type: none"> 地形地質、生態系、生物多様性の価値の概要 法による担保の概要 | |
| 3) 自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> 地質、気候、植物、動物(陸・海)の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 自然、文化、観光資源、村民の愛着などの面から、海の価値について評価して、管理対象に含めて欲しい(再掲) |
| 4) 社会環境 | <ul style="list-style-type: none"> 歴史と生活、利用状況、主な産業、土地所有状況 | |



| 改定の方向性 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 海の重要性は、村民の意識との整合という点からも、陸と海の連続した生態系の保全の点からも、認識 |
| <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産委員会からの勧告でも海域の保全の強化の必要性を指摘されている |
| <ul style="list-style-type: none"> その他のポイントも含め、科学委員会の助言も踏まえながら、修文内容を検討していく |

4

4. 1) 管理の目標

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|---------------|--|-------------------------------|
| 4. 管理の目標と基本方針 | | |
| 1) 管理の目標 | <p>・管理機関及び関係者は、以下に示す全体目標を共有する。</p> <p>■全体目標</p> <p>小笠原諸島は、大陸地殻を形成する元になった海洋性島弧の形成過程を示す地域であり、海洋島独自の適応放散によって進化を続けている固有種等が構成する特異な生態系を有する『地球と生物の進化の過程を示す世界でも貴重な場所』である。 <u>この顕著で普遍的価値を正しく理解し、島の自然と人間が共生していくことにより、小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく。</u></p> | <p>* 具体的なご意見・提案はありませんでした。</p> |



| 改定の方向性 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産管理の基本的な理念を示すものであり、<u>村政の基本理念とも一致</u> ・関係機関や関係者の<u>考えに相違はない</u>と認識 ・<u>現行の全体目標を今後も基本とする</u> ・前段の価値の評価については、科学委員会の助言も踏まえながら吟味する |

5

4. 2) 基本方針

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|--------------------|---|---|
| 4. 管理の目標と基本方針 | | |
| 2) 基本方針 | | |
| (1) 優れた自然環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・海洋性島弧の形成過程を示す地形地質の保護 ・固有種・希少種、独特の生態系の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然、文化、観光資源、村民の愛着などの面から、<u>海の価値について評価</u>して、管理対象に含めて欲しい(再掲) ・<u>新たな外来種対策</u>が最重要課題 ・種によって、<u>根絶が難しく低密度管理が現実的な場合</u>、対策の優先度が低い場合もあるのでは ・<u>村民や観光客が自然の価値や目標を理解</u>することで、取組への参加協力が得られ、小笠原の価値が向上するのでは ・<u>管理機関は関係者の取組を支援</u>する旨、記載すべき(再掲) ・村民の安心確保、順応的管理、種間相互作用への配慮が必要 |
| (2) 外来種による影響の排除・回避 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な生態系管理 ・新たな外来種侵入・拡散予防 | |
| (3) 人の暮らしと自然との調和 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業での環境配慮 ・自然と共生した島の暮らしと産業 | |
| (4) 順応的な保全・管理の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なモニタリングと情報活用 ・科学的アプローチと合意形成 | |



| 改定の方向性 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見は、基本方針に含めるべき点と認識 ・既に記述がある内容も多いものの、並べ替えや修文などにより、<u>優先度等を明確化</u>する必要がある ・<u>海に関する追記、地形地質に関する記述など</u>、精査が必要 ・科学委員会の助言も踏まえながら吟味する |

6

5. 1) 保護制度の適切な運用

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|---|------|---|
| 5. 管理の方策 | | |
| 1) 保護制度の適切な運用 (1) 原生自然環境保全地域 (2) 国立公園 (3) 森林生態系保護地域 (4) 国指定鳥獣保護区 (5) 国内希少野生動植物種 (6) 天然記念物 (7) 外来種対策に係る制度 | | <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産に特化した法律があるわけではなく、既存の法制度の組み合わせによって守られていることを明記されたい ・受け皿となる制度があるものは着地させ、受け皿がないものについては対応を考えてほしい ・「管理のしくみ」について項目を追加するとともに、検討の場を確認してほしい |



方向性を整理するにあたって、行政での振り返りを実施

7

5. 1) 保護制度の適切な運用

<行政としての振り返り概要>

| 制度 | 実施状況 | 課題 |
|---|--|---|
| (1) 原生自然環境保全地域 (2) 国立公園 (3) 森林生態系保護地域 (4) 国指定鳥獣保護区 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺産地域全体を面的に保全(木竹の伐採等の制限、動植物の採捕禁止) ・特に重要なエリアでの立入制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護と利用のバランス、合意形成 権限、責任が多岐にわたる |
| (5) 国内希少野生動植物種 | <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ、希少鳥類、昆虫類、陸産貝類、希少植物について、捕獲・採取等の禁止 ・種別ごとの保護増殖事業計画の策定 ・保護増殖事業検討会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護増殖事業計画に基づく役割分担の未徹底、緊急時の対応が困難 受け皿があるが、整理が不足 |
| (6) 天然記念物 | <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ、希少鳥類、昆虫類、陸産貝類、ヤドカリ、地質(南島) | <ul style="list-style-type: none"> ・保護と利用のバランス、合意形成 権限、責任が多岐にわたる |
| (7) 外来種対策に係る制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法により、特定外来生物(アノール、ニューギニアヤリガタリクウズムシ等)の移動等を禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物以外の制限がない 受け皿がない |

受け皿の整理、整備のために「管理のしくみ」を継続的に議論します。

8

5. 2) 島毎の戦略的な生態系保全

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|---|------|---|
| 5. 管理の方策 | | |
| 2) 島毎の戦略的な生態系保全 ◇種間相互作用に着目 ◇島間の広域移動種に配慮 (1) 父島～(19)南硫黄島 ・特徴 ・長期目標 ・対策の方向性 | | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>島毎のつながり</u>に配慮して欲しい ・達成可能性のある目標を掲げ、<u>重要度からみた優先度</u>をつけて欲しい ・父島のグリーンアノールは低密度化を図る旨、記述して欲しい |



| 改定の方向性 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・種間相互作用、島間の移動について、既に記述の精査が必要 ・<u>有人島内での種間相互作用</u>について、配慮が必要 ・具体的な目標、優先度、役割分担は「アクションプラン」で明確化 <p>* 科学委員会の助言も踏まえながら吟味する</p> |

9

5. 3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|---|------|---|
| 5. 管理の方策 | | |
| 3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置 (1) 保全・管理対策及び調査・研究活動 (2) その他の緑化・建設事業 (3) 自然利用 (4) 農業活動 (5) 愛玩動物・園芸植物 (6) 定期航路等での物資や人の移動 | | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新たな外来種対策</u>が最重要課題である(再掲) ・公共事業、調査研究での対応を徹底して欲しい ・<u>村民生活との両立を担保した上で、制限</u>等の対策を打ち出すべき ・<u>管理機関は関係者の取組を支援</u>する旨、記載すべき(再掲) ・どの価値を守るため、何が必要で、どのような制約・支援メニューがあるのか明らかにし、<u>村民の理解</u>を深めるべき ・<u>母島の価値</u>を守るために重点的に実施すべき ・<u>スピーディ</u>に検討して欲しい ・課題が<u>解決しない理由</u>を明らかにして欲しい ・<u>具体的なルールや体制</u>を検討してほしい(土付苗、ペット) |



方向性を整理するにあたって、行政での振り返りを実施

10

5. 3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置

<行政としての振り返り概要>

| 項目 | 実施状況 | 課題 |
|----------------------|--|---|
| (1) 保全・管理対策及び調査・研究活動 | <ul style="list-style-type: none"> 各機関の発注事業者や研究者への周知内容をより具体化し共有を進めている。 予防措置機能を持った遺産センターの整備 | <ul style="list-style-type: none"> 侵入・拡散等の 新しい情報に対する対応 の考え方が未整理 実施状況の評価が十分でない |
| (2) その他の緑化・建設事業 | <ul style="list-style-type: none"> 「公共事業における環境配慮マニュアル」を策定するなど、行政内の対応のルール化、事業者に対する指導を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 継続的な徹底 を担保する仕組が十分でない |
| (3) 自然利用 | <ul style="list-style-type: none"> 森林生態系保護地域の利用講習やルールブックによるルールの周知を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 強制力がなく、徹底が難しい ケース(父→母など)への対応が十分でない |
| (4) 農業活動 | <ul style="list-style-type: none"> 想定される侵入経路の調査を進めてきた。 温浴処理等の技術的検討を進めてきた。 | <ul style="list-style-type: none"> 村民生活との関わりが深く、検討結果に 実効性を持たせられていない |
| (5) 愛玩動物・園芸植物 | <ul style="list-style-type: none"> 愛玩動物の管理に関する検討を進めてきた。 動物対処室での指導体制を整えた。 | <ul style="list-style-type: none"> 社会的合意 リスクを低減する技術 技術や制限を運用する体制 制度的裏付け について検討が必要 |
| (6) 定期航路等での物資や人の移動 | <ul style="list-style-type: none"> 様々な普及啓発を実施、継続中 | |

最重要課題であることの認識共有、具体的な行動計画が必要

11

5. 4) 各種事業・調査での環境配慮の徹底

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント | 改定の方向性 |
|---------------------|--|---|--|
| 5. 管理の方策 | | | |
| 4) 各種事業・調査での環境配慮の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> 環境配慮事項の徹底 外来種以外のリスクへの対処 | <ul style="list-style-type: none"> 公共事業、調査研究での対応を徹底して欲しい(再掲) 配慮の実施状況を見える化する必要があるのでは | <ul style="list-style-type: none"> 公共事業、調査研究での徹底の必要性は共通認識 現行の計画にも 概ね記載 されている 徹底のための 具体的な仕組み について検討が必要 |

12

5. 5) 自然と共生した島の暮らしの実現

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|---|------|---|
| 5. 管理の方策 | | |
| 5) 自然と共生した島の暮らしの実現 ・島民への普及啓発 ・島民生活に関する宣言 ・子ども達への教育の実施 ・ボランティアによる外来種駆除 ・自然と共生した産業の振興 ・仕組みづくり | | <ul style="list-style-type: none"> ・遺産の価値や取組が村民に分かりづらく、他人事になる ・村民に遺産登録のメリット、対策の成果をアピールするとともに、取組の必要性を理解してもらう必要がある ・子どもへの教育など、平時からの普及啓発が重要 ・ボランティアを促進するため、官民の連携を深めるとともに、自主的な取組に支援を行ってほしい ・観光や農業への波及は見られているが、より適切な情報でPRを ・ネズミの増加に対しては、対策が不足。総合的な対策を。 ・海岸がきれいになったが、より促進する仕組みが欲しい |



方向性を整理するにあたって、行政での振り返りを実施

13

5. 5) 自然と共生した島の暮らしの実現

<行政としての振り返り概要>

| 項目 | 実施状況 | 課題 |
|-------------------|--|--|
| 島民への普及啓発 | ・意見交換会や事業説明会、講演会の開催、現地視察の開催などを通じ、遺産価値と保全の必要性について周知に取り組んでいる | ・依然として認識の差。 底上げが必要 ・取組への協力、参加を求めるための 具体的な内容の普及啓発の強化 が必要 |
| 海洋島の自然環境に配慮する島民宣言 | ・特段宣言としての取りまとめは検討していない | ・村民が具体的に何をすべきか、は明確に示す必要がある |
| 子ども達への教育の充実 | ・教育課程に多くの授業を取り入れている ・野外体験活動等に管理機関も協力 | ・村民理解の底上げには教育面での対策は引き続き不可欠 |
| ボランティアによる外来種駆除 | ・行政主催のボランティアを拡充 ・属島での実施も実施 | ・環境影響や安全に配慮しながら、 官民のより効果的な連携 を図る必要がある |
| 自然と共生した産業の振興 | ・エコツーリズムを推進 ・コウモリネットの設置など、希少種保全と両立する農業への支援 | ・広く波及効果を生むため、 価値や保全の取組の対外的PR の強化 ・行政の支援も含めた 負の影響への対処 が必要(コウモリ、ネズミ等) |
| 仕組みづくり | ・個々の取組を実施してきている | ・全体の取りまとめ、効果の測定 |

重要性、方向性は共有認識。より効果的な方法について議論を継続

14

5. 6) 適正利用・エコツーリズムの推進

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|--------------------|---|--|
| 5. 管理の方策 | | |
| 6) 適正利用・エコツーリズムの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主ルール等の遵守徹底 ・ガイドによる適正利用の推進 ・自然体験活動、ボランティア活動の推進 ・エコツーリズム協議会を核とした展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺産登録後も、ガイド制度等を通じ、自然環境への影響は抑制 ・母島への波及効果が小さい ・自主ルールの是非、強制力のある制度の要否など、議論の余地がある ・海の利用に関する仕組みが必要(安全向上等) ・観光客に対して、遺産の価値や取組の状況、保全対策の必要性などを的確にアナウンスする必要がある ・自然体験活動は有効な普及啓発 |



方向性を整理するにあたって、行政での振り返りを実施

15

5. 6) 適正利用・エコツーリズムの推進

<行政としての振り返り概要>

| 項目 | 実施状況 | 課題 |
|--------------------|--|--|
| 自主ルール等の遵守徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・南島、石門におけるルールの運用 ・森林生態系保護地域利用講習 | <ul style="list-style-type: none"> ・保全エリアごとに関係者の意見調整、保全と利用に関する考え方の検討が必要 ・自主ルールが概ね遵守され、保全上大きな問題は生じていないが、改廃、制度化など様々な意見があり、引き続きルールの現状評価が必要であり、 |
| ガイドによる適正利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年からエコツーリズム協議会で陸域ガイド登録制度を運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドによる案内やルール周知が効果を発揮している一方で、仕組みのアップデートが必要との意見もある |
| 自然体験活動、ボランティア活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政主催のボランティアを拡充(再掲) ・島外からの受け入れも実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・有人島の中など身近な場所で遺産価値を体験できる場、取組が必要 |
| エコツーリズム協議会を核とした展開 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月に小笠原村エコツーリズム推進全体構想が認定を受けた | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な意見を踏まえた順応的な検討が必要 |

多様な関係者の意見を聞きながら順応的な検討を継続

16

5. 7) モニタリングと情報活用の推進

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント | 改定の方向性 |
|-------------------|---|--|---|
| 5. 管理の方策 | | | |
| 7) モニタリングと情報活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・保全・管理対策モニタリングの実施 ・利用に関するモニタリングの実施 ・長期的モニタリングの実施 ・研究調査の推進 ・情報の共有・活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策の実施前後のモニタリングが重要 ・民間の取組に対して、行政からの支援も望まれる ・調査結果を還元して欲しい（シンポジウム、ポスター、冊子） ・情報について特定の人だけではなく、広く村民が関心を持てると良い | <ul style="list-style-type: none"> ・ネズミ対策検証委員会やアノール対策におけるロードマップなど、近年の順応的管理を目指してきた取組成果を活かしていく必要がある ・モニタリング結果等の情報を、行政や研究者だけでなく、村民に還元する視点も追加する必要がある * 科学委員会の助言も踏まえながら吟味する |

17

6. 管理の体制

| 項目 | 記載概要 | ヒアリング結果のポイント |
|--|------|---|
| 6. 管理の体制 | | |
| 1) 関係者の連携のための体制 2) 科学的知見に基づく順応的管理体制 3) 管理機関の体制 4) 計画の進行管理 | | <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な事態の際の、緊急対応や関係機関と民間の連携について明記してほしい ・地域連絡会議と科学委員会の位置付けや責任の所在の整理と、連携強化を ・現場を意識した検討・議論、現場の見える化を ・行政間の連携強化を（村がリーダーシップを） ・体制が未整備（傷病鳥獣、油汚染など） ・「管理のしくみ」について項目を追加するとともに、検討の場を確認してほしい（再掲） ・明確な数値目標とスケジュールを定め、評価を行うべき |



方向性を整理するにあたって、行政での振り返りを実施

18

6. 管理の体制

<行政としての振り返り概要>

| 項目 | 実施状況 | 課題 |
|---------------------|---|---|
| 1) 関係者の連携のための体制 | <ul style="list-style-type: none">・地域連絡会議を関係者の連絡・調整、検討の場と再確認・村民への情報提供、意見交換を実施・コウモリやネコ対策をはじめ、個別の保全・管理については連絡会等の設置で実施 | <ul style="list-style-type: none">・受け皿のあるものは、役割分担等の整理が必要・受け皿のないものについて、枠組みの検討が必要(特に緊急時の対応、予算の確保等) |
| 2) 科学的知見に基づく順応的管理体制 | <ul style="list-style-type: none">・各種個別事業において、順応的管理を基本に据え、浸透を図っている・ネズミ検証委員会で方法論を精査した | <ul style="list-style-type: none">・保全対象種を主語にして、効果を評価しながら実施する順応的管理の徹底 |
| 3) 管理機関の体制 | <ul style="list-style-type: none">・関係機関は概ね良好に連携している | <ul style="list-style-type: none">・新しい課題、緊急的な課題に対しては役割分担の検討・決定の進め方を議論する必要 |
| 4) 計画の進行管理 | <ul style="list-style-type: none">・科学委員会や各種検討会等では、アクションプランや個別計画の目標に沿って実施している | <ul style="list-style-type: none">・目標に向けて進捗が見えにくい、或いは関係者に共有されていない取組がある・具体的な達成目標と評価方法について明確にする必要がある |

「管理の体制」が遺産管理における重要項目として位置付け